

～ 相続の基礎  
「相続」を学ぼう!! ～

# 贈与税の非課税財産



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

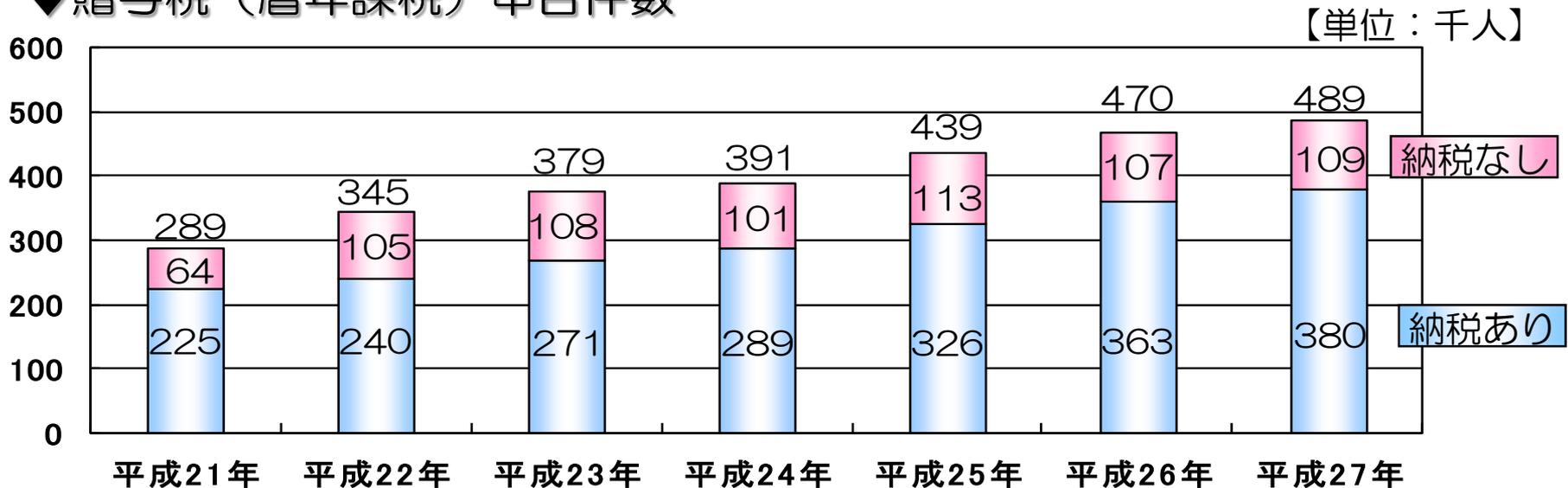
# 贈与税の申告状況 【暦年課税】(国税庁)

※贈与税とは、個人が、個人から贈与によって財産を取得した場合に課税される税。



※基礎控除：受贈者一人当たり110万円

## ◆贈与税（暦年課税）申告件数



(国税庁資料をもとに東海東京ウェルス・コンサルティングが作成)

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年6月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

# 非課税財産

※子・孫が、父母や祖父母（扶養義務者）から、**必要な都度、必要な金額**の生活費や教育費等の贈与を受けた場合、原則、贈与税の対象となりません。

贈与者  
(父母、祖父母 等)



**必要な都度、必要な金額**

贈与：**生活費・教育費等**

受贈者  
(子、孫 等)



■ 扶養義務者とは  
配偶者、直系血族および兄弟姉妹 等

# 該当する財産

費用	内容
<b>生活費</b>	通常の日常生活を送るために必要な費用
<b>教育費</b>	教育上、通常必要と認められる学費・教材費・文具費・通学費、修学旅行費等
<b>結婚費用</b>	結婚式・披露宴等の費用 婚姻後の生活を営むための家具、寝具またはそれらの購入費等
<b>出産費用</b>	出産に要する健診・分娩・入院等の費用 新生児の通常の日常生活のために必要な寝具、ベビー用品等またはそれらの購入費等

### 【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

### 【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会